岩手県企業局再生可能エネルギー電気特定卸供給 に係る募集要項

令 和 6 年 度 岩 手 県 企 業 局

岩手県企業局再生可能エネルギー電気特定卸供給 に係る募集要項

1 目的

本事業は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第18条第1項の規定に基づき電気事業者が定めた、再生可能エネルギー電気卸供給約款における再生可能エネルギー電気特定卸供給先(以下、「供給先」という)を、公募型プロポーザル方式にて選定することにより、より効果的に電力の地産地消と岩手県の脱炭素化に取り組むものである。

2 概要

本要項は、岩手県企業局(以下、「企業局」という)が固定価格買取制度により売電している電気について、小売電気事業者から地産地消や脱炭素化に係る取組の企画提案を受け、協働事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

3 募集内容

(1) 対象発電所

グループ1

発電所名	発電方式	運転開始	F I T 期間	最大出力 [kW]	目標供給電力量 [MWh]
胆沢第三発電所	ダム式 (維持流量)	H26. 7	R16. 6	1,600	11, 921
簗川発電所	ダム式 (維持流量)	R3.7	R 23. 6	1,900	10, 470
相去太陽光発電所	太陽光	H26. 11	R 16. 10	1,009	1, 514
高森高原風力発電所	風力	H30. 1	R 19. 12	25, 300 (2, 300kW×11基)	51, 610
∄ +		_		29, 809	75, 515

グループ2

発電所名	発電方式	運転開始	F I T 期間	最大出力 [kW]	目標供給電力量 [MWh]
北ノ又第三発電所	流れ込み式	H22. 2	R12. 1	61	230
稲庭高原風力発電所	風力	R 4.7	R 24. 6	1,980 (1基)	5, 676
計				2, 041	5, 906

※各発電所の年間目標供給電力量は計画値であり、協定締結後の供給電力量を保証するものではなく、河川流況、ダム運用、日射状況、風況状況、保守作業及び機器故障等により変動するものとし、企業局は責任を負わないものとする。

(2) 募集内容

対象発電所「グループ1」及び「グループ2」の募集 ※両グループへの応募可。その場合、グループ毎に参加申込書を提出すること。

(3) 電源を特定する協定の期間

令和7年1月1日(水)※から令和9年3月31日(土)まで ※開始日については、協議が整い次第供給開始することが可能。

4 資格要件

次のすべての要件を満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 電気事業法(昭和39年法律第170号)の規定に基づき、小売電気事業者としての登録を受けている者であること。
- (3) 岩手県暴力団排除条例(平成23年3月16日岩手県条例第35号)第2条第2号から第 4号に該当する者及びこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 令和6年度以降、次の要件を有すること。

ア「グループ1」について

(ア) 対象発電所に由来する電力及び非化石証書の全量(年間75,515MWh以上)を 岩手県内に供給する計画があること。

ただし、令和6年度については令和7年1月1日以降20,384MWh以上を岩手 県内に供給する計画があること。

(イ) 県内に本店を有すること。

イ「グループ2」について

(ア) 対象発電所に由来する電力及び非化石証書の全量(年間5,906MWh以上)を 岩手県内に供給する計画があること。

ただし、令和6年度については令和7年1月1日以降1,975MWh以上を岩手 県内に供給する計画があること。

(イ) 県内に本店を有すること。

なお、「グループ1」及び「グループ2」の両方に申し込む場合については、 ア及びイに記載されている電力量を足し合わせた全量及び非化石証書を岩手県内 に供給する計画がなければならない。

5 スケジュール

令和6年9月12日(木)17時まで(必着)

(2) 応募に関する質問書受付期間 令和6年8月30日(金)17時まで(必着)

(4) 参加資格結果の通知 令和6年9月19日(木)に発送

【以降、参加資格を有する者(「参加者」という)のスケジュール】

- (5) 提案書に関する質問書の受付開始 令和6年9月19日 (木)
- (6) 提案書に関する質問書受付期間 令和6年9月26日(木)17時まで(必着)
- (7) 提案書に関する質問回答 令和6年10月3日(木)までにメールにて
- (8) 提案書等提出期限 令和6年10月18日(金)17時まで(必着)
- (9) 岩手県企業局再生可能エネルギー電気特定卸供給に係る審査委員会開催

令和6年10月24日(木)予定

※プレゼンテーションを含む。日程等については、別途通知する。

(10) 提案者への結果通知

令和6年10月25日(金)予定

6 参加手続きについて

(1) 参加申込書及び提案書等の様式の入手

参加に必要な様式は、ホームページからダウンロードすること。

企業局のホームページ【入札・契約・公募情報】

URL: https://www.pref.iwate.jp/kigyoukyoku/index.html

(2) 参加申込書の提出

ア 提出書類

- ・プロポーザル参加申込書(様式1)
- ・岩手県内での電力の供給計画を示す書類(任意様式)
- ・県内に本店を有することを示す書類(任意様式)
- ・岩手県暴力団排除条例にかかる誓約書(様式2)
- イ 応募期間

令和 6 年 8 月 26 日 (月) ~ 9 月 12 日 (木) 平日 の 9:00 ~ 17:00 (12:00 ~ 13:00 を除く) (必着)

ウ 提出場所

企業局業務課電気担当(岩手県盛岡地区合同庁舎6階)

エ 提出方法

直接持参または郵送等(到達確認ができるもの)により提出すること。郵送等の場合は最終日の17:00までに到着するよう、早めに発送すること。

才 提出部数

2部(正1部、写し1部)

カ 参加資格結果の通知

令和6年9月19日(木)に書面で発送します。

(3) 質問の受付と回答

ア 提出書類

質問書 (様式は任意)

イ 質問書受付期間

a 応募に関する質問書

令和6年8月26日(月)9:00から令和6年8月30日(金)17:00まで(必着)

b 提案書に関する質問書

令和6年9月19日(木)9:00から令和6年9月26日(木)17:00まで(必着)

ウ 提出方法

電子メールにより下記問合せ先に提出すること。

メールアドレス: EB0003@pref.iwate.jp

- 工 回答方法
 - a 応募に関する質問に対する回答

企業局のホームページで令和6年9月6日(金)までに公表する。

企業局のホームページ【入札・契約・公募情報】

URL : https://www.pref.iwate.jp/kigyoukyoku/index.html

b 提案書に関する質問に対する回答

参加者に対し、プロポーザル参加申込書(様式1)に記載の担当者アドレスあて、令和6年10月3日(木)までにメールにて回答する。

(4) 提案書の提出

- ア 提出書類
 - 提案書(様式3)
 - ・会社、団体の概要(様式4)
 - ·企画提案書(様式5)
 - ・定款や団体規約等運営規約に相当するものの写し
 - ・経営状況を示す書類(過去3年分の決算の状況が分かる資料及び当座資産並び に資金状況。ただし、過去3年分の実績を持たない場合、提出できる範囲内で 資料を作成のこと。)
- イ 提出期限

令和6年10月18日(金)(17時まで(必着))

ウ 提出場所

企業局業務課電気担当(岩手県盛岡地区合同庁舎6階)

エ 提出方法

直接持参または郵送等(到達確認ができるもの)により提出すること。郵送等の場合は最終日の17:00までに到着するよう、早めに発送すること。

才 提出部数

各6部(正1部、写し5部)

- カ 注意事項
 - ・複数のグループに応募する場合、グループ毎に提出すること。

- キ 提案書作成に要する資料の提供について
 - 参加資格を満たしている者に、次の資料をExcel形式で提供するものとする。
 - ・ 送電実績に係る情報
 - ▶令和3年度~令和5年度の送電電力量、流入量、風速、日射量の日単位及び月 単位データ
 - ▶簗川発電所は令和3年7月分以降となること。
 - ▶稲庭高原風力発電所は令和4年7月分以降となること。
 - ▶北ノ又第三発電所は流入量測定をしていないこと。
 - ·年間停止計画(令和6年度~令和8年度)
 - ·計画外停電実績(令和3年度~令和5年度)

7 候補者の決定

企業局が設置する「岩手県企業局再生可能エネルギー電気特定卸供給に係る審査委員会」において、「岩手県企業局再生可能エネルギー電気特定卸供給に係るプロポーザル審査要領」により審査を行い、その結果を踏まえ企業局が協定書締結に係る候補者を決定します。

なお、候補者決定までの間に参加者が参加資格を失った場合、提案書及び提出書類は無効となり、審査の対象とはなりません。

8 協定書の締結等について

候補者として決定した者は、次の手続きをしていただきます。

- (1) 電源を特定し県内へ供給する協定の締結
 - ア 企業局と対象発電所の電源を特定して販売する旨の協定を締結します。
 - イ 候補者が審査結果の通知のあった日から14日以内に正当な理由がなく当該協定を 締結しない場合は、候補者の決定を取り消します。その場合、提案次点者を候補 者とし協定手続きを行います。
 - ウ 協定締結後に「再生可能エネルギー電気特定卸供給承諾書」を交付します。
- (2) 再生可能エネルギー電気特定卸供給契約(以下「特定卸契約という」)の申込み 上記(1)の協定を締結後すみやかに、一般送配電事業者である東北電力ネットワー ク式会社に特定卸契約を申し込むこと。

申込みに当たっては、再エネ特定卸供給の開始希望日は原則、令和7年1月1日(月)とすること。ただし、協議が整い次第供給開始を早めることが可能である。

(3) 誓約書の提出

候補者は、対象発電所で発電した電力及びその環境価値を岩手県内の需要家に供給 し、再生可能エネルギーを活用した地産地消と岩手県の脱炭素化に取り組むことを誓 約する書類を協定締結後に提出すること。 (様式6)

なお、非化石証書のトラッキングに必要な申請は双方が行うものとするが、発生す

る費用は候補者が負担すること。

9 その他

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された書類の差替え及び再提出はできない。
- (4) 応募に係る経費は応募者の負担とする。
- (5) 提案書の著作権は応募者に帰属するものとする。
- (6) プロポーザルの審査結果の開示範囲は、候補者、合計評価点及び審査委員名までとし、審査内容は非開示とする。

10 問合せ先・書類提出先

₹020-0023

岩手県盛岡市内丸11-1

企業局業務課電気担当

電 話 019-629-6397 (直通)

F A X 019-629-6404

E-mail EB0003@pref.iwate.jp

岩手県企業局再生可能エネルギー電気特定卸供給 に係るプロポーザル審査要領

令 和 6 年 度 岩 手 県 企 業 局

岩手県企業局再生可能エネルギー電気特定卸供給 に係るプロポーザル審査要領

この「プロポーザル審査要領」(以下「審査要領」という。)は、岩手県企業局(以下「企業局」という。)が実施する「岩手県企業局再生可能エネルギー電気特定卸供給」(以下「本業務」という。)に係る協働事業者を選定するために行うプロポーザルの審査について、必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- (1) 本業務に係るプロポーザルの審査は、「岩手県企業局再生可能エネルギー電気特定卸供給に係る審査委員会」(以下、「委員会」という。)において行うものとする。
- (2) 委員会は、プロポーザル参加者(以下「参加者」という。)から提出された提案書等について、 別紙に定める評価項目に基づき、審査を行うものとする。

2 審査方法

- (1) 審査は、参加者から提出された提案書等及び参加者による委員会の場でのプレゼンテーション に基づいて行う。
- (2) 委員会の委員は、提案書等及びプレゼンテーションの結果に基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行う。
- (3) 上記(2)の評点の合計点に基づき、委員ごとに上位3者まで順位点(1位-5点、2位-3点、3位-1点)をつけ、委員全員の総順位点により順位をつけて、企業局に報告するものとする。 なお、総順位点が同点の場合には、委員全員の総評点の高い者を上位者とするものとする。
- (4) 委員会は、順位にかかわらず、いずれの企画提案も本業務を実施するにふさわしくないと認められる場合には、その旨の評価を付して企業局に報告するものとする。
- (5) 参加者が1者のみであった場合でも、委員会において提案書等に基づく審査を実施し、本契約 の候補者にふさわしいか否かを評価し、その旨を企業局に報告するものとする。

プロポーザル評価基準

審査項目及び配点は次のとおりとし、委員1人あたり100点満点として審査する。

審査項目	審査の視点	求める水準	配点
## W=1 Tax	対象発電所の電力を活用した県内への販売プラン及び電源構成	◆県内の利用者にとって魅力のあるプランであるか◆電源構成(再エネ比率)が高いプランであるか	20
供給計画の確実性	県内での供給計画	◆令和7年1月1日以降の供給計画は、対象 発電所の目標供給電力量を安定して上回 っているか ◆契約期間内に県内供給を安定して行うこと が出来る経営状況にあるか	20
	再生可能エネルギーの地産地消によ る地域への貢献	◆電源立地地域にとって魅力ある地域貢献策を提案しているか ◆県内事業者や県民に対し魅力ある地域貢献 策を提案しているか	20
協働事業 の取組	 県の環境施策推進に寄与する取組 	◆いわて県民計画など県の環境施策推進に寄 与する取組であるか	20
	◆企業局が発電した電力を活用し、地方 再生可能エネルギー普及促進に向け た県民への広報 ◆企業局が発電した電力を活用し、地方 と脱炭素化を進める取組であること 果的に広報する提案内容であるか	◆再生可能エネルギーのイメージアップや理	20
		合 計	100

【評点基準】

評価	特に優れた 取組・提案	十分な 取組・提案	妥当である	不十分な 取組・提案	提案なし (説明なし)
 評点	20	15	10	5	0

【失格基準】

0点の評点項目がある場合、失格とする。